

平成 29 年 4 月

農林水産省消費・安全局

BSE 関係飼料規制の実効性の確保（27 年度）

BSE 関係飼料規制については、平成 17 年 5 月の食品安全委員会による「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価」において、その実効性を確保するため、①輸入飼料に係る交差汚染の防止、②販売業者における規制の徹底、③牛飼育農家における規制の徹底及び④製造段階における規制の徹底が答申されたことを踏まえ、毎年度、飼料規制の実効性を確保するため、①から④までの施策の遵守状況を食品安全委員会に報告してきたところ。

平成 27 年度の結果については以下のとおり。

1 輸入飼料に係る交差汚染の防止

飼料安全法に基づく輸入業者からの届出により、輸入飼料に反すう動物由来たん白質が使用されていないことを確認している。平成 27 年度は、輸入された飼料 30 点（別表 1）について、（独）農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）で検査した結果、牛由来たん白質は検出されなかった。

2 販売業者に対する規制の徹底

都道府県が、飼料又は飼料添加物の販売事業場（14, 290 か所）に対する検査を 1, 122 件実施したところ、法令違反につながる可能性のある不適合が 13 件あった（別表 2 の 1）。

当該不適合の内容は、帳簿の備付けの不備（5 件）及び保管等における取扱いの不備（8 件）であり、帳簿の適切な整備、牛等への給与飼料と鶏・豚等給与飼料の区分保管等の徹底等の改善指導を行い、必要な是正措置が講じられた。

なお、当該不適合を端緒とした保管場所における牛用飼料への混入等は確認されなかった。

3 牛飼育農家に対する規制の徹底

都道府県が、牛飼育農家（72, 100 戸）に対する検査を 4, 693 件実施したところ、法令違反につながる可能性のある不適合はなかった（別表 2 の 2）。

また、地方農政局が、牛飼育農家（72, 100 戸）における飼料の使用実態を調査（500 件）したところ、規制されている動物性飼料を給与した事例はなかった。

4 製造段階における規制の徹底

FAMIC及び都道府県が、飼料等製造事業場（3,150か所）に対する検査を781件（FAMIC：414件、都道府県：367件）実施したところ、法令違反につながる可能性のある不適合が16件（FAMIC：5件（別表2の3）、都道府県：11件（別表2の4））あった。

不適合の内容は、帳簿の備付けの不備（4件）、表示の不備（9件）及び保管等における取扱いの不備（3件）であり、帳簿の適切な整備、適切な表示等、牛等への給与飼料と鶏・豚等給与飼料の区分保管等の徹底等の改善指導を行い、必要な是正措置が講じられた。

なお、当該不適合を端緒として、飼料安全法第3条第1項の規程による基準又は規格に適合しない飼料が製造された事例はなかった。

(別表1)

○ 輸入飼料の検査点数（平成27年度）

飼料の種類	検査点数
混合飼料	(25点)
単体飼料	(2点)
飼料添加物	(3点)
<hr/>	
米国産	14点
中国産	4点
フランス産	3点
台湾産	2点
イタリア産	1点
インド産	1点
カナダ産	1点
韓国産	1点
シンガポール産	1点
タイ産	1点
ブラジル産	1点
合計	30点

注) 輸入魚粉については、動物検疫所が検疫しており、輸入魚粉から魚介類以外の動物由来たん白の混入が認められた場合は輸入停止を指示。

○ 販売業者等における不適合事例（平成27年度）

1 販売業者（13件）

該当する不適合事例の種類		概要(是正措置等)
帳簿の備付けの不備	5件	帳簿の保存の不備
飼料等の保管、輸送等における取扱いの不備	8件	飼料と肥料の分離保管が不十分
		A飼料とB飼料の分離保管が不十分

2 牛飼養農家(0件)

不適合事例なし

3 製造業者(FAMIC)（5件）

該当する不適合事例の種類		概要(是正措置等)
帳簿の備付けの不備	1件	飼料の製造記録の保存の不備
表示の不備	4件	A飼料、動物由来たん白質及び動物性油脂の表示票の未添付

4 製造業者(県)（11件）

該当する不適合事例の種類		概要(是正措置等)
帳簿の備付けの不備	3件	帳簿の記載事項、保存の不備
表示の不備	5件	表示票の未添付
飼料等の保管、輸送等における取扱いの不備	3件	A飼料と動物由来たん白質の分離輸送が不十分
		飼料の保管管理不十分

注) 1. 「A飼料」とは、飼料等及びその原料のうち、農家において反すう動物に給与される又は可能性のあるものとして、動物由来たん白質が混入しないように取り扱われるものをいう。

2. 「B飼料」とは、飼料等及びその原料のうちA飼料以外のものをいう。